

広報おうめ広告掲載取扱基準

1 目的

この基準は、青梅市広告掲載取扱要綱（平成18年10月1日実施。以下「要綱」という。）の規定にもとづき、広報おうめへの広告掲載に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この基準において「広告」とは、要綱第7項の規定により広報おうめへの広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）が指定する広告をいう。

3 管理者

広告の管理者は、秘書広報課長（以下「管理者」という。）とし、次の事務を行うものとする。

- (1) 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集に関すること。
- (2) 広告の掲載料に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告の管理に関すること。

4 種類および規格

広告の種類および規格は、次の表のとおりとする。

種類	サイズ・提出形式
1号広告	縦33ミリ×横74ミリ（EPS形式またはJPEG形式）
2号広告	縦69ミリ×横74ミリ（EPS形式またはJPEG形式）

5 掲載枠数・位置等

1発行号当たりの広告の募集枠数は、原則として1号広告の場合は2枠、2号広告の場合は1枠とし、広告の掲載位置は、管理者が指定する箇所（1面および最終面を除く。）とする。

6 掲載回数等

- (1) 1発行号当たりにおいて、同一の広告掲載希望者が広告を掲載することができる枠数は、1枠とする。
- (2) 同一年度内において、同一の広告掲載希望者が広告を掲載することができる回数は6回を限度とし、広告を連続して掲載することができる回数は、年度を問わず4回を限度とする。ただし、広告掲載希望者が、募集する広告数に満たないときは、この限りでない。

7 掲載料

広告の掲載1回につき1枠当たりの掲載料は、次の表のとおりとする。

種類	掲載料
1号広告	20,000円
2号広告	40,000円

8 広告掲載希望者の募集

- (1) 青梅市長（以下「市長」という。）は、随時広告掲載希望者を募集するものとする。
- (2) 4月からの広告掲載希望者の募集については、前年度中に募集でき

るものとする。

9 広告掲載の申込みおよび決定

- (1) 広告掲載希望者は、市長が指定する日までに広報おうめへの広告の掲載を申し込まなければならない。
- (2) 要綱第6項第2号に該当しない者の広告で、要綱第3項各号に該当しない広告にかかる掲載希望者が複数いる場合、広告の掲載は、申込みの順に決定する。

10 広告主の届出義務等

- (1) 広告主は、広告を変更しようとするときは、当該広告が掲載される広報おうめの発行日の40日前までに市長に届け出なければならない。
- (2) 広告主は、広告掲載を中止しようとするときは、当該広告が掲載される広報おうめの発行日の60日前までに市長に届け出なければならない。

11 掲載の決定の取消しおよび中止

- (1) 市長は、要綱第10項に定めるもののほか、次のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定の取消しまたは中止をすることができる。
この場合において、既納の掲載料は還付しない。
ア 広告主から前項の規定による広告の掲載を中止する旨の届出があったとき。
イ アに掲げるもののほか、広告掲載の決定の取消しまたは中止をする必要があると市長が認めたとき。
- (2) 前号の規定により広告掲載の決定の取消しまたは中止をしたときは、市長は、広告主に通知するものとする。

12 委任

この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

13 実施期日

この基準は、平成26年4月1日から実施する。